

公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程

平成 21 年 4 月 1 日

規 程 第 32 号

平成 21 年 5 月 29 日改正

規 程 第 86 号

平成 21 年 11 月 30 日改正

規 程 第 89 号

平成 22 年 3 月 19 日改正

規 程 第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（第 3 条第 3 項に規定する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定める。

(給料)

第 2 条 給料は、正規の勤務時間による職務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 事務職給料表（別表第 2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(職務の級及び号給の決定)

第 4 条 職員の職務の級は、別に定める。基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

4 職員就業規則第22条第 2 項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(復職時等における号給の調整)

第 5 条 休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員が、復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において、他の職員の権衡上必要があると認めるときは、復職し、若しくは再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第9条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定める。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 前各項に規定するもののほか、給料の調整額について必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第10条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員に月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が別に指定するものについて、その職務の特殊性に基づき別に定める基準に従い支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 第17条、第18条第2項及び第19条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して15日を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する公舎その他理事長別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号

のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に規定する職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に規定する職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前条第5項及び第6項の規定は、住居手当について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき別に定めるところより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,000円以上53,000円を超えない範囲内で別に定める区分に応じた額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の

事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、山形県職員その他別に定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

- 8 第12条第5項及び第6項の規定は、通勤手当について準用する。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条 在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事業場の移転の直前の住居から当該事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 山形県職員その他別に定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 第12条第5項及び第6項の規定は、単身赴任手当について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第16条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額とは、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条（第1項を除く。）の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
100分の135

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第3条又は第5条第1項の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前

の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に定める場合にあつては、当該時間から別に定める時間を除いた時間)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(職員勤務時間等規程第3条及び第5条第1項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の150(当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の150(当該時間が午後10時から翌日の午前5時まで間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(当該時間が午後10時から翌日の午前5時まで間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の50から同項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第18条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

3 前2項の休日等とは、次に掲げる日をいう。

(1) 祝日法に規定する休日(職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第22条において「祝日法による休日等」という。)。ただし、職員勤務時間等規程第3条第2項の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法に規定する休日が勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(祝日法に規定する休日以外の日に限るものとし、職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、その日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、その日に代わる代休日とする。

第22条において「年末年始の休日等」という。)

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た時間とする。

(時間外勤務手当等の額の特例)

第21条 職員が、初任給調整手当の支給を受けている場合において、その者の勤務が、第17条から第19条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に、別に定める額を加えた額をそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第11条第1項の理事長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において、別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の145を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の145」とあるのは「100分の75」と、「100分の100」とあるのは「100分の60」と、「100分の125」とあるのは「100分の65」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の不支給）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第40条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給一時差し止め）

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職したから当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）、12月に支給する場合においては100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の25（特定幹部職員にあっては、100分の35）、12月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同第5項中「前項」とあるのは、「第26条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とある

のは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）と読み替えるものとする

（寒冷地手当）

第27条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）に在勤する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（第12条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。

3 前項において「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族のある職員

(2) 扶養親族のない職員であって、居住のため、一戸を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているもの

4 第2項の規定の適用については、扶養親族のある職員であって別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものは、その他の世帯主である職員とみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、本邦外にある職員（別に定める職員を除く。）その他別に定める職員の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で別に定める額とする。

（再雇用職員についての適用除外）

第28条 第10条、第12条、第13条、第15条及び前条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第29条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第4項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾病にあっては満2年）に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を

支給することができる。

- 5 職員が職員就業規則第16条第1項第4号に掲げる事由（次号に掲げる場合を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第16条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされ、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員就業規則第16条第1項各号の規定により休職された職員には、法律の別段の定めがない限り、第23条、第26条及び前6項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の支払）

第31条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、前項にかかわらず、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

（その他）

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
（昇給の特例）
- 2 平成22年3月31日までの間における第6条第2項及び第3項の適用については、第6条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第3項中「4号給」とあるのは、「3号給」と「2号給」とあるのは「1号給」とする。
（管理職手当の特例）
- 3 第11条に規定する管理職手当の額は、平成23年3月31日までの間に係るものに限り、同条第1項の規程により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（引継職員に係る経過措置）

- 4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例（平成20年山形県条例第30号）により山形県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程の施行日（以下「施行日」という。）における職務の級及び号給は、施行日に昇任又は降任をした者を除き、その者が施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号。以下「県給与条例」という。）によりその者の属していた級及び号給と同一とする。
- 5 施行日に昇任又は降任をした引継職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県職員給与条例の規定によりその者の属していた級及び号給を基礎として、第4条の規定を適用した場合に得られる級及び号給とする。
- 6 施行日の前日までに、県給与条例の規定により認定されていた引継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日

においてこの規程により認定されたものとみなす。

- 7 施行の日の前日において、引継職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該引継職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。
- 8 引継職員のうち、施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年山形県条例第103号。以下「平成17年改正県給与条例」という。）に規定する給料の切替えに伴う経過措置の規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。
- 9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第9条第2項及び第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、第9条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」と、第23条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第11条第2項の規定の適用については、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
（山形県からの派遣職員の給与）
- 12 公益法人等への職員等の派遣に関する条例（平成13年山形県条例第57号）に基づき、山形県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、県給与条例その他山形県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。
- 13 県派遣職員には、前項の規定による給与のほか、平成17年改正県給与条例に規定する給料の切替えに伴う経過措置により算定した額に相当する額を支給する。
- 14 前2項の規定により、県給与条例その他の山形県関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、派遣日の前日までに県給与条例の規定により認定されていた県派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、派遣日においてこの規程により認定されていたものとみなす。
- 15 派遣日の前日において、県派遣職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、派遣日において当該県派遣職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。
- 16 前3項に定めるもののほか、県派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、別に定める。
（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
- 17 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第2項及び第3項並びに第26条第2項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、「100分の115」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは

「100分の75」とあるのは「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の105」とあるのは「100分の60」と、第26条第2項第1号中「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「100分の40」とあるのは「100分の35」とする。

追加〔平成21年規程第86号〕

附 則 （平成21年5月29日規程第86号）

1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 （平成21年11月30日規程第89号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第23条第2項、第4項及び第5項まで（公立大学法人職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年4月規程第39号）第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第15条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

3 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 （平成 22 年 3 月 19 日 規程第 92 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

教育職給料表

職員等の 区分	職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,700
	14	234,100	302,800	360,000	440,000
	15	236,500	305,300	362,600	442,400
	16	238,900	307,800	365,200	444,800
	17	241,100	310,200	367,900	447,300
	18	244,200	313,000	370,200	449,700
	19	247,300	315,800	372,500	452,100
	20	250,400	318,600	374,800	454,500
	21	253,500	321,200	377,000	457,000
	22	256,600	324,000	379,100	459,400
	23	259,700	326,800	381,200	461,800
	24	262,800	329,600	383,300	464,200
	25	265,800	332,100	385,300	466,700
	26	268,800	334,600	387,200	469,100
	27	271,800	337,100	389,100	471,500
	28	274,800	339,600	391,000	473,900
	29	277,800	342,000	393,000	476,300
	30	280,500	344,200	394,800	478,700
	31	283,200	346,400	396,600	481,000
	32	285,900	348,600	398,400	483,400
	33	288,500	350,900	400,200	485,800
	34	291,400	353,200	402,000	488,100
	35	294,200	355,500	403,800	490,400

	36	297,000	357,800	405,600	492,700
	37	299,800	359,900	407,200	495,000
	38	302,100	362,000	408,900	497,000
	39	304,400	364,100	410,600	499,000
	40	306,700	366,100	412,300	501,000
	41	308,900	368,100	414,000	503,100
	42	310,100	370,000	415,700	505,000
	43	311,300	371,900	417,400	506,900
	44	312,500	373,800	419,100	508,800
	45	313,600	375,800	420,600	510,800
	46	314,800	377,600	422,200	512,700
	47	316,000	379,400	423,800	514,600
	48	317,200	381,200	425,400	516,500
	49	318,200	383,100	427,000	518,500
	50	319,300	384,900	428,300	520,300
	51	320,400	386,700	429,600	522,200
	52	321,500	388,500	430,900	524,100
	53	322,700	390,100	432,100	526,100
	54	323,800	391,700	433,200	527,800
	55	324,900	393,300	434,300	529,500
	56	326,000	394,900	435,400	531,200
	57	327,100	396,300	436,600	533,000
	58	328,200	397,800	437,700	534,300
	59	329,300	399,300	438,800	535,600
	60	330,300	400,800	439,800	536,900
	61	331,400	402,200	440,900	538,200
	62	332,500	403,700	442,000	539,200
再任用職	63	333,600	405,200	443,100	540,200
員以外の	64	334,700	406,700	444,200	541,200
職員等	65	335,700	408,100	445,200	542,000
	66	336,800	409,300	446,200	542,900
	67	337,900	410,500	447,200	543,800
	68	339,000	411,700	448,200	544,700
	69	340,000	412,900	449,300	545,600
	70	341,100	413,900	450,300	546,500
	71	342,200	414,900	451,300	547,400
	72	343,300	415,900	452,300	548,300
	73	344,200	416,900	453,400	549,200
	74	345,200	417,800	454,400	550,100
	75	346,200	418,600	455,400	551,000

76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	
79	350,300	421,400	458,800	
80	351,300	422,000	459,500	
81	352,300	422,600	460,300	
82	353,300	423,200	461,000	
83	354,300	423,800	461,700	
84	355,300	424,400	462,400	
85	356,200	424,900	462,900	
86	356,900	425,500	463,600	
87	357,600	426,100	464,300	
88	358,300	426,700	465,000	
89	359,100	427,200	465,500	
90	359,700	427,800		
91	360,300	428,400		
92	360,900	429,000		
93	361,500	429,400		
94	362,000	429,900		
95	362,500	430,400		
96	363,000	430,900		
97	363,600	431,500		
98	364,100	432,000		
99	364,600	432,500		
100	365,100	433,000		
101	365,600	433,600		
102	366,100	434,100		
103	366,600	434,600		
104	367,100	435,100		
105	367,700	435,700		
106	368,200			
107	368,700			
108	369,200			
109	369,800			
110	370,300			
111	370,800			
112	371,300			
113	371,900			
114	372,400			
115	372,900			

	116	373,400			
	117	373,900			
	118	374,400			
	119	374,900			
	120	375,400			
	121	375,900			
	122	376,400			
	123	376,900			
	124	377,400			
	125	377,900			
	126	378,400			
	127	378,900			
	128	379,400			
	129	379,900			
再任用職員		286,700	299,000	321,600	408,000

備考 この表は、職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2

事務職給料表

職員等の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000

18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	

再任用職員 以外の職員 等	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400		
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100		
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800		
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500		
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000		
	86	239,700	295,900	344,700	386,100			
	87	240,400	296,300	345,200	386,700			
88	241,100	296,700	345,700	387,300				
89	241,900	297,000	346,100	388,000				
90	242,400	297,400	346,600	388,600				
91	242,900	297,800	347,100	389,200				
92	243,400	298,200	347,600	389,800				
93	243,700	298,400	347,900	390,500				
94		298,800	348,400					
95		299,200	348,900					
96		299,600	349,400					
97		299,800	349,700					

	98		300,200	350,200					
	99		300,600	350,700					
	100		301,000	351,200					
	101		301,200	351,500					
	102		301,600	351,900					
	103		302,000	352,300					
	104		302,400	352,700					
	105		302,600	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,400	354,000					
	108		303,800	354,400					
	109		304,000	354,900					
	110		304,400	355,300					
	111		304,800	355,700					
	112		305,200	356,100					
	113		305,400	356,600					
	114		305,800						
	115		306,200						
	116		306,600						
	117		306,800						
	118		307,100						
	119		307,400						
	120		307,700						
	121		308,100						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,400						
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。